

令和元年度

事務事業の概要

政策局・会計局・各局委員会・

地域県政総合センター

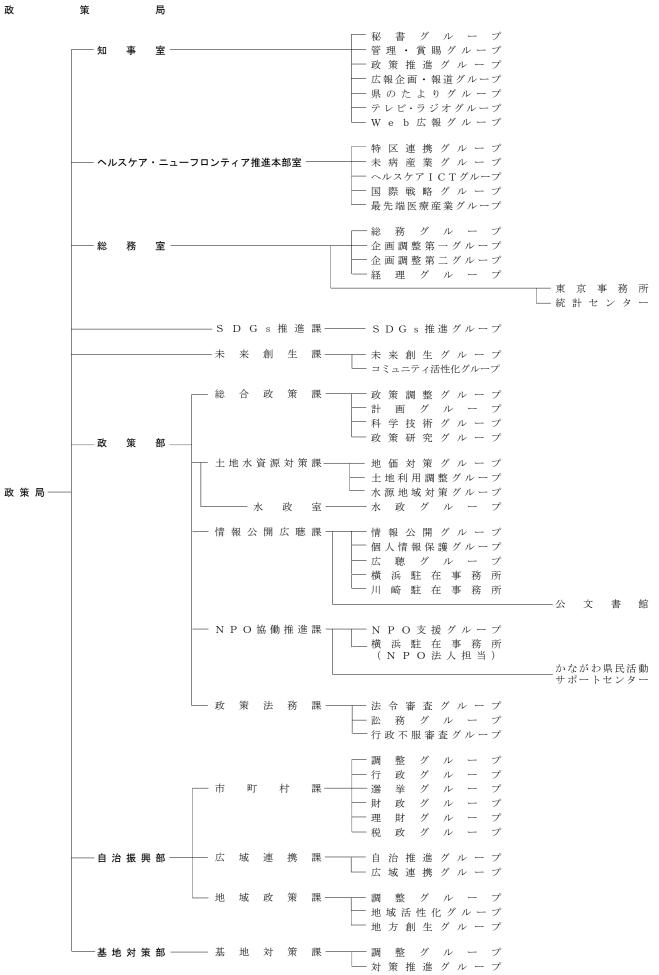
令和元年6月

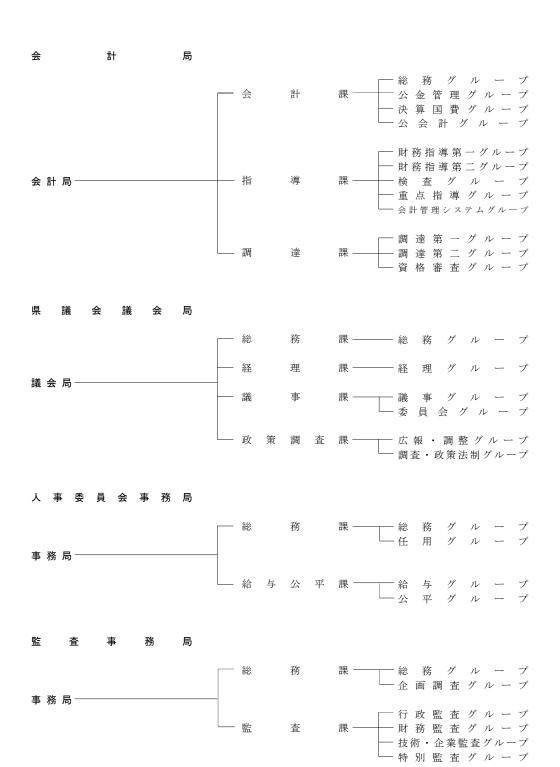
目 次

政策局・会計局・各局	委員会行政機構図 ······ 1
政策局・会計局・各局	委員会幹部職員一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
政 策 局	
政策局分掌事務 · · ·	
政策局等職員配置数 •••	
政策局附属機関一覧 •••	
令和元年度政策局当初	ŋ予算の概要 · · · · · · · · 16
主要事業の概要・・・	
会 計 局	25
県議会議会局	31
人事委員会事務局 · · · ·	37
監査事務局 · · · · · · · ·	43
地域県政総合センター	
地域県政総合センター	- 行政機構図 · · · · · · · · · · 49
地域県政総合センター	- 幹部職員一覧 · · · · · · · · · · 50
地域県政総合センター	-職員配置数・・・・・・・ 51
地域県政総合センター	- 所管区域一覧 ····· 51
県有財産一覧(合同庁	舎関係)・・・・・・・・・・・・52
横須賀三浦地域県政総	窓合センター ····· 53
県央地域県政総合セン	/ター ····· 57
湘南地域県政総合セン	/ター・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
県西地域県政総合セン	ノター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

政策局・会計局・各局委員会行政機構図

(令和元年6月1日現在)





政策局・会計局・各局委員会幹部職員一覧

政策局

1 本庁機関

職名	氏	名	職 名	氏	名
理事(兼)局長	髙 澤	幸夫	 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 未 病 産 業 担 当 課 長	本間	健 志
ヘルスケア・ニューフロンティア推進統括官	金井	信高	ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 ヘルスケアICT担当課長	小泉	純一
政策研究担当局長	竹本	治	ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 国際戦略担当課長	太田	久美子
兼広報戦略担当局長	木口	真 治	ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 ライフイノへ゛ーション担当課長	鈴木	寿則
副局長(兼)総務室長	平井	和友	総務室企画調整担当課長 〈企画調整官〉〈広報官〉〈SDG s 調整官〉	柏木	岡山
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室長	藤澤	恭 司	総務室管理担当課長	能條	直幸
参 事 監 〈科学技術政策担当〉	新田	浩 史	総務室経理担当課長	関山	恵司
知 事 室 長	新川	容 子	SDGs推進課長	船山	竜 宏
知事室知事政策秘書官	中 谷	知 樹	未来創生課長	杉山	力 也
知事室広報戦略担当部長 〈 広 報 統 括 官 〉	門脇	努	政策部科学技術・政策研究担当課長	中島	秀 和
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 事業推進担当部長	水 町	友 治	政策部土地水資源対策課長	田邉	親司
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 国際戦略担当部長	大 木	健 一	政策部土地水資源対策課水政室長	志 澤	洋 史
SDG s推進担当部長	太田	裕 子	政策部情報公開広聴課長	新井	洋 一
未来創生担当部長 (兼) 知事室政策調整担当部長	脇	雅昭	政策部川崎県民センター担当課長	白 井	善裕
政 策 部 長	池田	雅男	政策部NPO協働推進課長	渡邉	智 幸
自治振興部長	尾 坮	美貴江	政策部政策法務課長	加治	宏
基地対策部長	三森	基康	自治振興部市町村課長	水谷	俊輔
参事(兼)総合政策課長	佐 藤	達也	自治振興部広域連携課長	西海	裕之
知事室秘書担当課長	信太	雄一郎	自治振興部担当課長<全国知事会派遣>	板橋	秀 実
知事室政策推進担当課長	富岡	傑	自治振興部地域政策課長	有 泉	尚英
知事室政策調整担当課長	山崎	博	自治振興部地方創生担当課長 (兼) 未来創生担当課長	髙木	英 典
知事室広報戦略担当課長	大 塚	美 保	基地対策部基地対策課長	松谷	順子
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 特区連携担当課長	多田	彰 吾			

2 出先機関

名称	所 在 地	職名	· 氏 名
東京事務所	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階	所長 長野 敏昭	副所長 仙田 康博
統計センター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター5階	所長 深谷 尚志	次長 中田 均
公 文 書 館	横浜市旭区中尾1-6-1	館長 花上 光郎	
かながわ県民活動サポートセンター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階	所長 原田 潔	副所長 伊藤 芳春

会計局

職	名	氏	i		名	職	職		名		氏		名
会計管理者 (兼)	会計局長	小	野		淳	指	導	課	長	片	寄	裕	子
副局長 (兼) < S D G s i	会計課長 問整官 >	石	Ш	信	之	調	達	課	長	藤	野	智	弘

県議会議会局

職	名	氏		名	職			名	氏		:	名
局	長	和身	₹ 雅	幸	参事	(兼)	議事詞	果長	霜	尾	克	彦
副局長 (兼) < S D G s i	総務課長 調整官>	谷」	純	_	経	理	課	長	奥	澤	陽	_
管 理 担 当	部	小 野	関 浩	告 人	政	策調	査 課	長	田	中	_	朗

人事委員会事務局

職			名	氏	i	名	稍	職			名		氏			名
事	務	局	長	Ш	合	充	給	与	公	平	課	長	髙	安	賢	Ш
副事 ³ < S	務局長(D G s		新課長 官 >	仲	谷	政二郎										

監査事務局

職	職名		名	氏		名	職		名		氏		名	
事	務	局	長	小	島	泰	監	查	課	長	平	Щ	修	治
副事務 < S	D 0		S課長 官 >	守	屋	充								

政 策 局

政策局分掌事務

(令和元年6月1日現在)

知事室

- (1) 皇室に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (4) 県民等の表彰及びほう賞に関すること。
- (5) 県民との対話行政(他課の主管に属するものを除く。)の総合的企画及び調整に関すること。
- (6) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による広報その他行政情報の提供に関すること。
- (7) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (8) 県の歌、県の花、県の鳥及び県の木の普及に関すること。
- (9) 知事公舎の維持管理に関すること。
- (10) 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例 (平成7年神奈川県条例第56号)の施行(他課の主管に属するものを 除く。)に関すること。
- (11) その他知事の特命事項に関すること。

ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室

- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進に係る総合的企画及び調整 に関すること。
- (2) 国家戦略特別区域に関すること。
- (3) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に関すること。
- (4) 最先端医療産業に関すること。
- (5) 未病産業に関すること。
- (6) CHO (健康管理最高責任者) 構想に関すること。
- (7) ヘルスケアICTに関すること。
- (8) ヘルスケア・ニューフロンティアの国際戦略に関すること。

総務室

- (1) 県議会の招集及び議案等の発議に関すること。
- (2) 政策局の所管行政の企画及び調整に関すること。
- (3) 政策局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- (4) 政策局の所管行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (5) 政策局の所管行政に係る事務能率の増進に関すること。

- (6) 政策局の所管行政に係る情報公開、情報提供、個人情報の保護及び 広聴の総括に関すること。
- (7) 政策局の予算の経理(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (8) 政策会議に関すること。
- (9) 地域県政総合センターに関すること。
- (10) 東京事務所及び統計センターに関すること。
- (11) その他政策局内他室課の主管に属しないこと。

SDGs推進課

(1) 持続可能な開発目標の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。

未来創生課

(1) 未来社会の創生及びコミュニティの活性化に係る総合的企画及び調整に関すること。

政策部

総合政策課

- (1) 政策局政策部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 県行政の総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 総合計画の策定及び進行管理の総括に関すること。
- (4) 国土計画(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (5) 県行政の基本的事項に係る調査研究に関すること。
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)に基づく大綱及び総合教育会議に関すること。
- (7) 科学技術政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (8) 職員の勤務発明等に関すること。
- (9) 政策課題に係る調査研究に関すること。

土地水資源対策課

- (1) 土地及び水資源の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関すること。
- (3) 国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)の施行(土地分類調査及び水調査に係るものに限る。)に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行 (土地開発公社の設立及び指導監督に係るものを除く。)に関するこ

と。

- (5) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査に関すること。
- (6) 水源地域の活性化その他水源地域対策に関すること。
- (7) 宮ケ瀬やまなみセンター及び相模湖交流センターに関すること。

情報公開広聴課

- (1) 情報公開、情報提供及び個人情報の保護並びに県民との対話行政(広聴に係るものに限る。) の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)に基づく 事務の指導及び助言に関すること。
- (3) 神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)に基づ く事務の指導及び助言に関すること。
- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 事業者が保有する個人情報の保護に関すること。
- (6) 行政文書の公開の請求書並びに自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求書の受領に関すること。
- (7) 県政への県民参加を推進する集会に関すること。
- (8) 世論調査等県民の意向調査に関すること。
- (9) 行政情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (10) 県民相談に関すること。
- (11) 県民からの県政に関する提案等に係る事務の総括に関すること。
- (12) 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例 の施行(閲覧に係るものに限る。) に関すること。
- (13) 公文書館に関すること。

NPO協働推進課

- (1) ボランタリー団体等との協働推進施策及びボランタリー活動に係る 施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) かながわボランタリー活動推進基金 21 条例(平成 13 年神奈川県条 例第 10 号)の施行に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。
- (4) 県民運動の推進に関すること(他課の主管に属するものを除く。)。
- (5) かながわ県民活動サポートセンターに関すること。

政策法務課

- (1) 条例の公布並びに条例及び規則の原本に関すること。
- (2) 条例の立案についての法律的意見に関すること。
- (3) 条例案、規則案その他の重要な文書の審査及び法令の解釈に関すること。
- (4) 訴訟に係る事務の指導及び助言に関すること。
- (5) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく事務の指導及び助言並びに審理員による審理手続に関すること。
- (6) 行政手続法(平成5年法律第88号)及び神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)に基づく事務の指導及び助言に関すること。
- (7) 公報の編集及び発行に関すること。
- (8) 行政書士法(昭和26年法律第4号)の施行に関すること。

自治振興部

市町村課

- (1) 政策局自治振興部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 市町村その他の公共団体の行政に係る協議、助言及び連絡調整に関すること。
- (3) 市町村の廃置分合及び境界変更に関すること。
- (4) 自治紛争処理に関すること。
- (5) 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) の施行に関すること。
- (6) 地方交付税の配分及び市町村起債に関すること。
- (7) 地方自治の調査研究に関すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 389 条第 1 項及び第 401 条の 2 第 3 項の施行に関すること。
- (10) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の配分に関すること。
- (11) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

広域連携課

- (1) 広域連携の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 地方分権の推進に関すること。
- (3) 神奈川県自治基本条例 (平成 21 年神奈川県条例第 2 号) に基づく制度及び手続の整備及び充実に係る事務の総括に関すること。

(4) 全国知事会との連絡調整に関すること。

地域政策課

- (1) 地域政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 地域政策の推進に関すること。
- (3) 京浜臨海部の活性化及び空港対策に関すること。
- (4) 湘南国際村計画の推進に関すること。

基地対策部

基地対策課

- (1) 基地対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 基地の整理、縮小及び返還の促進に関すること。
- (3) 駐留軍に関する連絡及び調査に関すること。
- (4) 基地周辺の生活環境に関すること(他課の主管に属するものを除く。)。
- (5) 基地に係る紛争事案の処理に関すること。
- (6) その他基地に関し、他課の主管に属しないこと。

政策局等職員配置数

〇政 策 局

令和元年6月1日現在

	<u>X</u>	分	職	員	数	区					分	職	員	数
	知 事	室	68	3 (2)		政	策	法	務	課	19		
	ヘルスケア・ニューフロンティア推進本	:部室	46)		[市	町	<u> </u>	村	課	43	(29))
	総務	室	27	,		本 庁	広	域	連	携	課	16		
本	SDGs推進	 達課	16	; (1)	/] 機	地	域	政	策	課	23	(2))
庁	未来創生	課	14	. (2)	機 関	基	地	対	策	課	10		
機	総合政策	課	32)			رار				計	202	(16)	
関	土地水資源対策		25	; (3)		小				14	303	(46)	
	水 政	室	5	; (2)		東	京	事	務	所	7		
	情報公開広聴	想	31	. (7)①		統	計 ~	セン	/ タ	_	58	_	8
	NPO協働推議	進課	13	}		先	公	文	•	書	館	13		1
						機	カンフ	なが	わ県	:民活	5動	19		(1)
						関	サス	ド ー	トセ	ンタ	7 —	19		1
							小				計	97		10
							合				計	480	(46)	11)

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載。
 - 2 知事室には、広報戦略担当局長を含む。
 - 3 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室には、ヘルスケア・ニューフロンティア推進統括官を含む。
 - 4 総務室には、理事(兼)局長及び副局長(兼)総務室長を含む。
 - 5 総合政策課には、政策研究担当局長、政策局参事監(科学技術政策担当)及び政策部長を含む。
 - 6 水政室は、土地水資源対策課の内数で示す。
 - 7 市町村課には、自治振興部長を含む。
 - 8 基地対策課には、基地対策部長を含む。
 - 9 () 内は、併任、兼任・兼務職員数を外数で示す。
 - 10 ○内は、再任用職員数を内数で示す。

〇選挙管理委員会

令和元年6月1日現在

区	分	職	員	数
選挙管理委員会	会		5 ((93)

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載。
 - 2 ()内は、併任職員数を外数で示す。

政策局附属機関一覧

令和元年6月1日現在

法令に基づくもの

名称	所 掌 事 務	委 員 数	所 管
神奈川県国土利用計 画審議会	基本的な事項及び土地利用に関	20 人	土地水資源 対 策 課
神奈川県土地利用審 査 会		7人	
神奈川県行政不服審 査 会		9人	政 策 法務課
神奈川県固定資産評価審議会		11 人	市町村課

条例に基づくもの

条例に基づくもの	所 掌 事 務	委 員 数	所 管
神奈川県総合計画審 議 会	神奈川県の総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	30人	П
神奈川県総合計画 審 議 会 計画推進評価部会	総合計画の実施状況の総合評価、社会経済情勢の変化等によって生じた新たな政策課題の調査検討などに関すること。	20 人	総合政策課
神奈川県総合計画 審 議 会 計画策定専門部会	総合計画の内容に関すること、 その他総合計画の策定上必要 な事項に関すること。	20 人	
神奈川県統計報告調整審議会	神奈川県が行う各種統計事務につき知事その他の執行機関 (公安委員会を除く。) の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8人	統 計センター
神奈川県情報公開· 個人情報保護審議会	神奈川県情報の(平)の関条側の(平)の関条側のでは、26 号)例のの関係を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を表して、大学の関系を表して、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	11 人	情報公開 広 聴 課
神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	5人	

名称	所 掌 事 務	委 員 数	所 管
神奈川県情報公開審 査 会	神奈川県情報公開条例第 10 条 第1項に規定する諾否決定若 しくは同条例第 5 条に規定は同条例第 5 条に規定 る審査請求又は同条例第 26 第5項の規定による助言の と の い で あ い で お い に 、 そ の 結果 を も と に 、 そ の 結果 を も と に 、 と の に 、 と の に 、 と の に 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、	7人	情報公開 広 聴 課
神奈川県指定特定非営利活動法人審査会	地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象を 4 号の規定により控除対象を 37 条の 2 第 1 項 4 号の規定により控除対象を 37 条の 2 第 1 項 4 号の規定により 4 日の基準、手続等を定める 5 日の定めるところにより 5 日の 5	8人	NPO協 働推進課
神奈川県ボランタリ 一活動推進基金 審 査 会	かながわボランタリー活動推 進基金 21 条例(平成 13 年神奈 川県条例第 10 号)第7条に規 定する事業等の実施に関し、知 事の諮問に応じて調査審議し、 その結果を報告し、又は意見を 建議すること。	9人	かながわ 県民活動 サポート センター

令和元年度政策局当初予算の概要

1 一般会計

内 訳		令和元年度	平成30年度	前年度比較		
4 目		│ 当 初 予 算 額		増 減 額	前年度比	
)総務		(12,854,178)	(10,226,171)	(2,628,007)	(125.7	
		16,705,132	14,003,272	2,701,860	119.3	
(項)	政策費	(4,388,843)	(5,017,346)	(△ 628,503)	(87.5	
		8,199,682	8,754,411	△554,729	93.7	
	(目)政策総務費	(127,749)	(130,732)	(△ 2,983)	(97.7	
		3,938,588	3,867,797	70,791	101.8	
	広報費	812,363	822,145	△9,782	98.8	
	政策調整費	340,461	278,553	61,908	122.	
	土地水資源対策費	540,726	639,357	△98,631	84.0	
	情報公開広聴費	82,717	73,206	9,511	113.0	
	地域政策推進費	454,832	688,551	△233,719	66.	
	ヘルスケア・ニューフロンティア推進費	744,605	981,347	△236,742	75.9	
	地域県政総合センター費	732,598	842,335	△109,737	87.0	
	公文書館費	97,506	161,451	△63,945	60.	
	かながわ県民活動サポートセンター費	455,286	399,669	55,617	113.	
(項)	市町村振興費	3,292,212	4,253,903	△961,691	77.	
	(目)市町村連絡調整費	168,784	156,820	11,964	107.	
	自治振興費	3,123,428	4,097,083	△973,655	76.	
(項)	選挙費	(4,409,904)	(19,116)	(4,390,788)	(23,069.	
		4,450,019	59,152	4,390,867	7,523.	
	(目)選挙管理委員会費	(21,882)	(14,182)	(7,700)	(154.	
		61,997	54,218	7,779	114.	
	選挙啓発推進費	4,934	4,934	0	100.0	
	参議院議員通常選挙費	2,823,141	-	2,823,141	皆堆	
	県議会議員及び知事選挙費	1,559,947	-	1,559,947	皆堆	
(項)	涉外費	21,302	21,479	$\triangle 177$	99.	
	(目)基地対策費	21,302	21,479	△177	99.	
(項)	統計調査費	741,917	914,327	△172,410	81.	
	(目)統計調査総務費	17,650	18,136	△486	97.	
	統計調査事業費	724,267	896,191	△171,924	80.	
	小 計	(12,854,178)	(10,226,171)	(2,628,007)	(125.	
	```` bl	16,705,132	14,003,272	2,701,860	119.	
	使途を指定しない収入	_	-	_	-	
		(12,854,178)	(10,226,171)	(2,628,007)	(125.	
	H PI	16,705,132	14,003,272	2,701,860	119.	

令和元年度当初予算額の財源内訳							
国庫支出金	使用料及び 手 数 料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源
(3,803,509)	(59,233)	(80,131)	(6,040)	(124,300)	(1,942,942)	(77,000)	(6,761,023)
4,153,142	59,233	80,131	6,040	124,300	1,942,942	77,000	10,262,344
(234,435)	(58,999)	(80,131)	(6,040)	(124,300)	(158,991)	(77,000)	(3,648,947)
584,068	58,999	80,131	6,040	124,300	158,991	77,000	7,110,153
(-)	(-)	(49,213)	(1,540)	(-)	(127)	(-)	(76,869)
349,633	_	49,213	1,540	-	127	_	3,538,075
-	_	13,192	_	-	58,403	_	740,768
71,090	50	-	-	-	51,501	_	217,820
55,171	1,539	1,050	_	_	1,037	_	481,929
-	_	2	_	_	9,125	_	73,590
76,944	592	6,600	4,500	_	510	77,000	288,686
31,230	_	_	_	_	10	_	713,365
-	998	3,723	_	_	24,139	_	703,738
_	945	204	_	_	2,190	_	94,167
_	54,875	6,147	_	124,300	11,949	_	258,015
_	_	_	_	_	1,783,951	_	1,508,261
_	_	_	-	_	951	_	167,833
_	_	_	-	_	1,783,000	_	1,340,428
(2,836,196)	(234)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1,573,474)
2,836,196	234	_	-	_	_	-	1,613,589
(13,055)	(234)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(8,593)
13,055	234	_	-	_	-	-	48,708
_	_	_	-	_	-	-	4,934
2,823,141	_	_	-	_	-	-	_
_	_	_	-	_	-	-	1,559,947
1,450	_	-	-	_	-	-	19,852
1,450	_	_	_	_	_	_	19,852
731,428	_		_	_	_	_	10,489
13,821	_	_	_	_	_	_	3,829
717,607	_	-	_	_	_	_	6,660
(3,803,509)	(59,233)	(80,131)	(6,040)	(124,300)	(1,942,942)	(77,000)	(6,761,023)
4,153,142	59,233	80,131	6,040	124,300	1,942,942	77,000	10,262,344
_	_	3,843	_	_	_	_	△3,843
(3,803,509)	(59,233)	(83,974)	(6,040)	(124,300)	(1,942,942)	(77,000)	(6,757,180)
4,153,142	59,233	83,974	6,040	124,300	1,942,942	77,000	10,258,501

# 2 市町村自治振興事業会計

(単位:千円、%)

		内 訳		度 平成30年度 前年度比較		令和元年	度当初予算	額の財源に	勺訳			
科	. [		当初予算額	当初予算額				伸率	貸付金収入	繰入金	繰越金	諸収入
(款)	市町	丁村自治振興事業費	7,910,176	8,685,697	Δ	775	,521	91.1	6,091,378	1,520,428	298,170	200
	(項)	市町村振興事業費	6,622,793	7,333,749	Δ	710	,956	90.3	5,511,238	813,185	298,170	200
		(目) 市町村振興事業費	6,622,793	7,333,749	Δ	710	,956	90.3	5,511,238	813,185	298,170	200
	(項)	権限移譲等推進事業費	707,243	646,433		60	,810	109.4	_	707,243	-	_
		(目)権限移譲等推進事業費	707,243	646,433		60	,810	109.4	_	707,243	-	_
	(項)	貸付債権受取利益移転事業費	452,881	577,130	Δ	124	,249	78.5	452,881	-	-	_
		(目)貸付債権受取利益移転 事業費	452,881	577,130	Δ	124	,249	78.5	452,881	_	-	_
	(項)	公債費	127,259	128,385		△ 1	,126	99.1	127,259	_	-	_
		(目) 元金	125,400	125,400			0	100.0	125,400	-	-	_
		利子	1,840	2,966		△ 1	,126	62.0	1,840	_	_	_
		公債諸費	19	19			0	100.0	19	_	_	_

# 主 要 事 業 の 概 要

#### (政策局)

#### 【事業の対象区域】

① 全市町村

⑤ 横浜市、川崎市を除く市町村

② 政令市を除く市町村

- ⑥ 町村のみ
- ③ 政令市・中核市を除く市町村
- ⑦ 特定市町村
- ④ 政令市・中核市・保健所政令市を除く市町村 ⑧ その他
- 一つの事業に複数の要素(対象区域)がある場合は、番号を併記

#### 1 SDGsの推進

○ SDG s 普及啓発事業費

① 25,500千円

SDGsの認知度向上を図るため、イベントの開催や動画配信、「SDGsスマイル大使」による広報活動等により国内外に向けて発信するととともに、SDGsに関する具体的な取組みを創出するため、市町村、企業、大学、NPO等と連携したネットワークの構築等を行う。

○ SDG s 社会的インパクト評価実証プロジェクト事業費

① 40,000千円

SDGsの達成に向けた取組みを行う企業等に対する社会的投資を促進するため、Fujisawaサスティナブルスマートタウン(通称「FSST」)等において民間事業者が行う実証事業を通じ、SDGs社会的インパクト評価システムを構築する。

## 2 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進

#### (1) 未病指標の構築と未病産業の市場拡大

○ 未病指標構築·普及推進事業費

① 32,039千円

一人ひとりの行動変容を促し、県民の健康寿命延伸に繋げるため、「未病指標」の第一弾として、メタボリスク指標及び改善プログラムを構築し、市町村が実施する特定健診の結果、メタボになるリスクが高い方に行動変容を促進する事業をモデル的に実施する。

○ 未病エビデンス構築事業費

① 34,000千円

未病の科学的エビデンス(裏づけ)を確立するため、有識者による研究会で課題と解決策を議論するとともに、生活機能、認知機能等を含めた総合的未病指標の開発・実証等を実施する。

- 未病産業市場拡大プロジェクト等推進事業費 ① 54,850千円 未病産業の市場を拡大するため、未病産業研究会を通じた産学公連携の強化やビジネス マッチングの実施、未病関連商品・サービスの販路拡大等を行う。
- ME-BYOサミット神奈川実行委員会負担金
   ① 28,000千円 スマイル100歳社会の実現に向けた産学公連携の取組みを推進するため、国際シンポジウム「ME-BYOサミット神奈川2019」、展示会「ME-BYO Japan2019」等を開催する。
- 未病月間推進事業費

① 5,000千円

未病(ME-BYO)の概念や取組みを県内に広く普及するため、市町村等が実施する 未病の概念等の普及に資するイベント・広報に対して補助する。

## (2) 最先端医療・最新技術の追求

- 再生・細胞医療産業化ネットワーク推進事業費 ① 49,976千円 ライフイノベーションセンター(LIC)を核とした再生・細胞医療分野の産業化を促進するため、県内ベンチャー企業等が連携して取り組むプロジェクトに対する事業化支援や、企業や大学等と連携したネットワークづくりを行う。
- 先進異分野融合プロジェクト推進事業費 ① 214,170千円 先端技術の研究開発や事業化を促進するため、国資金も活用しながら、再生医療やロ ボット、未病等の異なる先進分野が融合する研究プロジェクトを推進するとともに、LI C内で研究者やベンチャー企業のニーズが高い設備共同利用施設を運営する。
- かながわクリニカルリサーチ戦略研究センター事業費 ① 47,193千円 再生医療等製品や革新的医薬品における有望な技術の実用化促進のため、臨床研究(クリニカルリサーチ)の統計面に関する研究や人材育成、開発支援を行う。
- 先端的臨床研究実証支援事業費 ① 19,000千円 県内の臨床研究機能の強化を図るため、臨床研究の推進体制の連携を促進するととも に、最先端医療に関する臨床研究等の実証に関する取組みを進める。

#### (3) 次世代ヘルスケア社会システムの構築に向けた取組み

○ 神奈川ME-BYOリビングラボ推進事業費 ① 28,865千円 県民が安心して未病改善の実践に取り組むとともに、未病産業の持続的発展を促すため、市町村やCHO構想(健康経営)を実践する企業等と連携し、未病関連商品・サービスの有効性を検証・評価する仕組みの構築と、その活用を推進する。

#### (4) ヘルスケア・ニューフロンティアの国際展開

- 国際展開推進事業費 ① 45,786千円 最先端医療や未病関連分野の産業の国際展開を図るため、米国、欧州、アジア等の海外 関係機関との国際ネットワークを活用し、県内企業等の海外市場展開や共同研究に向けた コーディネート等を行うとともに、覚書締結先と連携したシンポジウムを開催する。
- 国際協働推進事業費 ① 76,426千円 ヘルスケア・ニューフロンティアの取組みを世界に発信するとともに、高齢化に関する 世界各国の知見を政策に反映させるため、世界保健機関(WHO)への職員派遣及びWH Oと連携して、未病指標の国際的な指標化等を議論する専門家会合等を開催する。

# (5) ヘルスケアICTの推進

一部 (新) ヘルスケアICTシステム推進事業費 ① 103,113千円 県民や企業などが主体的な未病改善の取組みを進めるため、マイME-BYOカルテを 維持・運営するとともに、国や市町村、企業と連携して、収集・蓄積した健康情報等の活用を図る。

## 3 地方創生の推進

#### (1) 「関係人口」の創出による移住・定住の促進

一部(新))移住等支援事業費

県内への移住を促進するため、従来から行っている住まいや仕事等に関する相談に加え、関係人口**の増加につながる市町村のイベントやボランティア募集等に関する情報提供・PRを行うとともに、地域のイベントでの出張相談や市町村・大学と連携した出前講座等を実施する。

※ 関係人口:移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、その中間の、地域や 地域の人々と多様に関わる方

○ 移住促進事業費

① 6,018千円

16,441千円

県内への移住を促進するため、各地域の魅力や、実際に移住して地域で活躍する方を紹介する動画を活用したウェブ広告等を実施する。

## (2) かながわシープロジェクト

○ 海洋観光推進事業費

⑦ 7,500千円

神奈川の海からしか見ることのできない景観を観光コンテンツとして活用した新たな観光(海洋ツーリズム)を展開するため、ラグビーワールドカップ2019™観戦客などのインバウンド向けクルージングツアーや海上タクシーの実証実験等を実施する。

かながわシープロジェクト発信事業費⑤ 6,000千円SHONANの海に多くの観光客を呼び込むため、「Feel SHONAN」ウェブサイトやSNSにより、神奈川の海の魅力を国内外に広く発信する。

#### (3) 県西地域活性化プロジェクト

- 一部(新) 未病バレー「ビオトピア」県展示スペース運営事業費 ⑦ 46,623千円 県西地域の更なる活性化のため、未病バレー「ビオトピア」内において、未病に関する 体験型施設「me-byoエクスプラザ」を運営するとともに、健康相談スタッフを新たに配置 するなど、施設の機能を強化する。
- 一部 新 未病いやしの里づくり推進費 ⑦ 23,408千円 未病の戦略的エリアである県西地域への誘客を図るため、温泉や食など魅力ある地域資源の紹介パンフレットやウォーキングマップ等を作成・配布するとともに、未病バレー「ビオトピア」や県西地域をPRするイベント等を実施する。
  - 県西地域における「未病を改善する」取組み ⑦ 17,400千円 県西地域における「未病を改善する」取組みを促進するため、未病バレー「ビオトピア」を核としたツアーや、地域資源を活用した民間企業の取組みに対する支援、観光客等に未病改善の取組みを紹介する人材の育成等を実施する。

# (4) 三浦半島魅力最大化プロジェクト

- 三浦半島地域活性化推進事業費 ⑦ 30,000千円 三浦半島地域の活性化を図るため、地元市町、企業や団体等と連携して、「食」や 「海」といった三浦半島ならではの資源を生かしたプロモーション事業を実施する。
- 魅力的「半島ライフ」発信事業費 ⑦ 5,000千円 三浦半島への移住・定住を促進するため、三浦半島4市1町の移住関係情報をホーム ページ「LAUMI」や雑誌などを通じて一元的に発信するとともに、移住希望者向けイベントを実施する。

#### (5) 宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化

一部(新)○ 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業費 12.314千円 宮ヶ瀬ダムのブランド力を生かして、地域の稼ぐ力を高め、観光消費額の向上を図るた め、(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団(日本版DMO法人)、地元市町村、企業、団体等の多様な関係者と連携し、食のフェスティバルの開催、インフルエンサーとのコラボによ る特産品の開発やSNSでのPR等を実施する。

#### 4 その他

## (1) 「人生100歳時代」の取組み

「人生100歳時代の設計図」推進事業費 20,000千円 人生100歳時代において、子どもから大人まで生き生きと充実した人生を送ることがで きるよう、かながわ人生100歳時代ネットワークが中心となって、様々な学びの場から活 動の場につなぐプロジェクトを推進するとともに、学びの機会の拡大や、県民への情報発 信、県民の意識転換を図る。

#### (2) 県試験研究機関の取組み

- 県試験研究機関観光ツアー事業費 7.526千円 県試験研究機関を新たな観光資源として捉え、県試験研究機関の認知度の向上による科 学技術の振興や地域活性化のため、県試験研究機関や地元観光資源をめぐる観光ツアーを 開催する。
- (新○ 成果展開型研究事業費 16,680千円 科学技術政策大綱に位置付けた重点研究目標に資する研究課題を推進するとともに、急 激な社会情勢の変化に伴う喫緊の課題や、新たな社会的ニーズに対応するため、研究課題 等について迅速かつ柔軟に設定し、研究する。

## (3) NPOの自立的活動に向けた支援と多様な主体による協働の推進

○ かながわボランタリー活動推進事業費 124,300千円 ボランタリー団体等の公益事業への自主的な取組みを推進するため、「かながわボラン タリー活動推進基金21」を活用し、団体等が実施する事業を支援するとともに、団体等と 県との協働事業を実施する。

# 一部(親〇 活動支援事業費

7,236千円 (1) 県民のボランタリー活動を総合的に支援するため、活動の場の提供、災害救援ボラン ティアやNPOを支援する組織(中間支援組織)との連携強化等に取り組むとともに、N PO法人の経営・資金調達を支援するセミナーを開催するなどアドバイザー相談事業を拡 充する。

# 県民との対話による開かれた県政の推進

集会広聴事業費 3,682千円 県民の県政への意見・提案機会の確保を図るため、知事が直接、県民の声を聴く対話集 会を実施する。

#### (5) キャッシュレス化の推進

県庁全体でキャッシュレス化を積極的に推進するため、先行的に現金収納を伴う業務 (ア 情報公開広聴課における航空写真等の交付 イ かながわ県民活動サポートセンター における会議室等使用料)の支払方法のキャッシュレス化を実施し、全庁に展開するため の課題整理やノウハウの構築などを行う。

## (6) 市町村が進める地域づくりなどへの支援

- 市町村自治基盤強化総合補助金 ① 1,300,000千円 市町村の行財政基盤の強化を図るため、市町村の広域連携の取組みや市町村が提案する 先進的なモデル事業等に対して補助する。
- 市町村自治基盤強化総合補助金(地方創生推進事業) ② 300,000千円 市町村における地方創生の取組みを推進するため、市町村自治基盤強化総合補助金の特 例メニューとして、SDGsの推進、未病や地域のマグネット化等に積極的に取り組む市 町村(政令市を除く)に対して重点的に補助する。
- 市町村振興資金貸付金 ② 4,500,000千円 市町村(政令市を除く)及び一部事務組合が住民福祉の維持向上を図るとともに、活力と魅力あふれる地域社会を形成するために実施する公共施設等の整備事業等に対し、資金の貸付けを行う。
- 市町村事業推進交付金 ① 520,000千円 市町村が地域の実情に応じて実施する事業(青少年の健全育成や農業基盤整備に係る事 業等)を推進するため、交付金を交付する。

#### (7) 羽田連絡道路に係る支援

○ 羽田連絡道路整備特別補助金 ⑦ 103,133千円 羽田空港跡地と川崎市殿町地区を結ぶ連絡道路の整備を促進するため、川崎市が分担する費用の一部に対して補助する。

## (8) 基地の整理・縮小・返還及び周辺対策の促進

- 基地返還等対策費 ① 1,785千円 米軍基地の整理・縮小・返還に向けて、関係自治体と連携しながら、各種協議会などを 通じて国及び米側に働きかけを行うとともに、米側との相互理解を推進するため、今後の 協力関係や諸課題について意見交換、情報共有を行う。
- 基地周辺対策費 ⑦ 18,067千円 米軍基地周辺住民の良好な生活環境を確保するため、航空機の騒音調査等を行う。

会 計 局

#### 1 会計局分掌事務

#### 会 計 課

- (1) 会計局の所掌事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 会計局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- (3) 会計局の所掌事務に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (4) 会計局の所掌事務に係る事務能率の増進に関すること。
- (5) 会計局の所掌事務に係る情報公開、情報提供及び個人情報の保護の総括に関すること。
- (6) 会計局の予算の経理に関すること。
- (7) 県費の出納及び保管に関すること。
- (8) 県費の決算に関すること。
- (9) 借入資金の出納に関すること。
- (10) 歳入歳出外現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (11) 職員の給与に係る所得税及び住民税の徴収、納入等に関すること。
- (12) 国費の出納、決算等及び会計事務の指導に関すること。
- (13) 国費の支出負担行為の確認に関すること。
- (14) 地方公会計に関すること。
- (15) その他会計局内他課の主管に属しないこと。

## 指 導 課

- (1) 県費の出納その他会計事務の指導に関すること。
- (2) 指定金融機関等についての指定、契約、検査等に関すること。
- (3) 会計管理システムに関すること。

# 調達課

- (1) 県費所属物品の調達に関すること。
- (2) 県費所属物品の調達に係る入札参加者の調査選定に関すること。
- (3) 政府調達の苦情の検討に関すること。

# 2 会計局職員の配置状況

令和元年6月1日現在

区		分	職員数
会指	計	課	27
指	導	課	33 ⑦
調	達	課	17 (3) ③
	計		77 (3) 10

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載。
  - 2 会計課には、会計管理者(兼)会計局長及び副局長(兼)会計課長を含む。
  - 3 ()内は、兼任・兼務職員数を外数で示す。
  - 4 ○内は、再任用職員を内数で示す。

## 3 会計局事務事業の概要

#### 会 計 課

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金(会計管理者保管現金)の出納及び保 管事務について

会計管理者保管現金については、安全性の確保を第一に保管し、支 払準備金に支障のない範囲で、健全と判断した金融機関において、大 口定期預金等の定期性預金などで運用を行うとともに、国債や地方債 などの債券での運用も行っている。

- (2) 基金に属する現金の出納及び保管事務について 基金の預金及び債券での運用に当たっては、基金管理者からの依頼 に基づき会計課において集約し、運用を行っている。
- (3) 収入証紙事務について

「収入証紙に関する条例」及び「同施行規則」に基づく収入証紙販売手数料の支払い、販売者の指定、取消し並びに収入証紙の保管及び販売を行っている。

- (4) 決算事務について 毎年7月末日までに決算を調製し、決算書及び決算調書を知事に提出している。
- (5) 職員の給与に係る所得税及び住民税に係る事務について 職員の給与に係る所得税の源泉徴収義務者及び住民税の特別徴収義 務者の事務を行っている。
- (6) 国費会計事務について 会計法に基づいて国の歳入歳出事務等を執行するほか、債権管理法 に基づいて国の債権管理事務を行っている。
- (7) 地方公会計事務について 総務省の統一基準に基づく複式の決算財務書類を作成・公表するため、地方公会計対応システムの運用を行っている。

## 指導課

- (1) 会計事務の指導について
  - ア 本庁、出先機関等における会計事務について、適正執行に関する 指導助言を行っている。
  - イ 会計事務に関する知識を習得させるため、各種研修会を行っている。
- (2) 会計事務の検査について
  - ア 県の公金の適正な執行及び管理を確保するため、本庁・出先機関

等の会計事務について検査を行っている。

- イ 不適正経理処理の再発防止を図るため、業者から通報があった場合に特別会計事務検査を実施する。
- (3) 指定金融機関等の指定、契約、検査について
  - ア 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定並びに公金事務取扱契約を行っている。
  - イ 指定金融機関等の公金取扱事務について検査及び指導を行っている。
- (4) 会計管理システムの運用について 会計管理システムの運用及び改修を行っている。

## 調達課

- (1) 物品の調達のあっせん等について
  - ア 「神奈川県あっせん調達要綱」及び「神奈川県あっせん調達要綱 の調達のあっせんの特例を定める要綱」に基づき、各室課所の依頼 を受けて物品の購入、印刷物の請負、物品の賃貸借に係る調達のあ っせんを行っている。
  - イ 「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達に関する要綱」 に基づき、障害者の雇用に努め、自ら物品等の製造・販売を行って いる企業の登録を行うとともに、障害者就労施設等が供給できる物 品等の情報を収集している。
- (2) 競争入札の参加資格者の認定について 「競争入札の参加者の資格に関する規則」に基づき、物件の買入れ 又は借入れ、一般業務の請負又は委託に係る競争入札参加資格者の認 定を行っている。
- (3) 入札制度の運用改善について 物件の買入れ又は借入れ、並びに一般業務の請負又は委託契約に係 る入札制度の運用及び見直しに取り組んでいる。
- (4) 業者情報の管理について 物品の調達に係る業者との取引状況を管理している。
- (5) 神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会の開催につい て

政府調達に関する協定の対象となる調達に関係する苦情及び入札・契約手続について調査審議している。

(6) かながわ電子入札共同システムの運用について 物品の調達等に係るかながわ電子入札共同システムの運用を行って いる。

### 4 会計局予算の概要

(一般会計) 歳 入

(単位 千円)

	款			項			目				節			予	算	額
諸	収	入													98, 5	78
			雑		入										98, 5	78
						雑		入							98, 5	78
									総	務	費	雑	入		98, 5	78

歳 出

(単位 千円)

	款			項			目			事 業 名	予算額
総	務	費									504, 897
			総管	理	務費						504, 897
			<b> =</b>   	生	貝	会管	理	計費			504, 897
							生	浿	1	出納事務運営費	66, 114
									2	収入証紙取扱手数料	352, 000
									3	地 方 公 会 計 推 進 事 業 費	12, 896
									4	会計管理システム 運 営 費	66, 472
									5	収 納 事 務 電 子 化 事 業 費	7, 415

県 議 会 議 会 局

#### 1 議会の組織及び運営

議会は、地方自治法第89条の規定に基づいて設置され、その組織及び 運営は次のとおりである。

#### (1) 議員の定数

議員の定数は、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区にお いて選挙すべき議員の数に関する条例」により定められており、平成 27年4月の一般選挙から、議員の定数は105人となっている。

#### (2) 正副議長

地方自治法第103条の規定に基づき議員の中から議長及び副議長1人 が選挙されている。

#### (3) 常任委員会及び特別委員会

「神奈川県議会委員会条例」に基づき次の常任委員会及び特別委員会 が設置されている。

#### 常任委員会

総務政策常任委員会 国際文化観光・スポーツ常任委員会 環境農政常任委員会 厚生常任委員会

建設・企業常任委員会

防災警察常任委員会 產業労働常任委員会 文教常任委員会

#### 特別委員会

ともに生きる社会かながわ推進特別委員会

コミュニティ再生特別委員会

社会問題 • 安全安心推進特別委員会

経済・産業振興特別委員会

このほか、一般会計、特別会計決算及び公営企業会計決算を審査 するため、第3回定例会において決算特別委員会が設置されるのが例 である。

### (4) 議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るため、「神奈川県議会委員会条例」に基づき 議会運営委員会が設置されている。

### (5) 予算委員会

予算及び予算関係の議案の審査を一層充実させるため、「神奈川県 議会会議規則」及び「神奈川県議会予算委員会要綱」に基づき予算委 員会が設置されている。

#### (6) 招集と会期

#### ア招集

定例会は、年3回、2月、5月及び9月に招集する。

*上記定例会のほか必要に応じ、特定の事件に限り臨時会を招集することができる。

#### イ会期

会期は、毎会期の初めに議会の議決で定めるが、会期日数は概ね 2月に招集される第1回定例会が45日程度、5月に招集される第2 回定例会が55日程度、9月に招集される第3回定例会が100日程度を 原則とし、年間で200日以内の日数としている。

#### 2 議会局の分掌事務

#### 総務課

- (1) 議員の身分に関すること。
- (2) 儀式及び接遇に関すること。
- (3) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (4) 議員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (5) 政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年神奈川県条例第57号)の施行に関すること。
- (6) 局の組織及び職員の定数に関すること。
- (7) 局の所管事務の調整に関すること。
- (8) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事及び給与、旅費等に関すること。
- (9) 局の所管事務に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (10) 局の所管事務に係る事務能率の増進に関すること。
- (11) 局の所管事務に係る情報公開、情報提供、個人情報の保護及び広聴 の総括に関すること。
- (12) 議会の使用する室の管理に関すること。
- (13) 公印に関すること。
- (14) 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること。
- (15) 職員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (16) その他他課の主管に属しないこと。

### 経 理 課

- (1) 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例(平成 13 年神奈川 県条例第33号)の施行に関すること。
- (2) 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関すること。
- (3) 局の予算、決算及び経理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。

### 議事課

- (1) 議会の会議に関すること。
- (2) 常任委員会に関すること。
- (3) 特別委員会に関すること。
- (4) 議会運営委員会に関すること。
- (5) 予算委員会に関すること。
- (6) 請願及び陳情に関すること。

- (7) 会議録に関すること。
- (8) 議決報告に関すること。

#### 政 策 調 査 課

- (1) 県行政等の調査並びに資料の収集及び管理に関すること。
- (2) 意見書・決議案の調整に関すること。
- (3) 議員提出議案に関すること。
- (4) 議会の会議の傍聴に関すること。
- (5) 議会の広報その他情報提供に関すること。
- (6) 議会又は議長の処分又は裁決に係る訴訟に関すること。
- (7) 議会図書室の管理及び運営に関すること。
- (8) 議会資料の編集及び発行に関すること。
- (9) 規則案 (議決事件を除く。)、告示案及び訓令案の審査に関すること。
- (10) 法令の調査研究に関すること。
- (11) 都道府県議会議長会及び都道府県議会事務協議会に関すること。

### 3 職員の配置状況

令和元年6月1日現在

職員の種類区分	局	長	書	記	<del>11  </del>
総務課	1		20 (	(22)	21 (22)
経 理 課			9		9
議事課			17 (	(15)	17 (15)
政策調査課			22		22
合 計	1		68 (	(37)	69 (37)

注()内は、併任職員を外数で示す。

#### 4 事務事業の概要

議会局は、地方自治法の規定に基づき議会に関する事務を行っている。 その事務に関しては、議長及び副議長の秘書事務、一般庶務を総務課 が、予算経理事務、物品の出納保管事務を経理課が、議会の会議、常任委 員会、議会運営委員会、特別委員会及び予算委員会に関する事務、請願・ 陳情に関する事務、会議録に関する事務を議事課が、議会の調査事務、法 令の調査研究、議会広報紙の発行等の議会広報事務、議会図書室の管理運 営に関する事務を政策調査課が分掌している。

## 5 予算の概要

(一般会計)

歳 入

(単位 千円)

	款			項			F				Î	前		予算額
諸	収	入												106
			<u> </u>		替									106
			収		人	議			会					106
						立	替	収	入	議立	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<del>会</del> 収	費入	106

歳 出

(単位 千円)

			•			•	1			
	款			項		目	事	業	名	予算額
議	会	費								3, 769, 406
			議	会	費					3, 769, 406
						議 会 費				2, 659, 292
							1 議	員幸	银 酬	1, 226, 280
							2 議会	会 運	営費	762, 623
							3 県 [〕] 推	攻調 進	查 等 費	670, 389
						事務局費				1, 110, 114
							1 給	与	費	723, 707
							2 事 運	務 営	局費	155, 679
							3 議 第 運	会 図 営	書室費	4, 969
							4 議	会広	報費	225, 759

人事委員会事務局

#### 1 人事委員会の構成及び運営

地方公務員法(以下「法」という。)第7条第1項の規定により、都 道府県及び指定都市(地方自治法第252条の19第1項)は、条例で人事委 員会を置くものとされている。

当人事委員会は、昭和26年6月12日「神奈川県人事委員会設置条例(昭和26年神奈川県条例第37号)」に基づき設置され、3人の委員(いずれも非常勤)をもって構成されている。人事委員会の会議は原則として毎週水曜日に開催することとされている。

#### 〔委 員 名 簿〕

職名	氏 名	任期	就任年月日	備	考		
委員長	山倉健嗣	4年	平成 29 年 7月 26 日	大妻女子大学教授 (委員長就任 : 平成 27 年 7 月 21 日) (3 期目)			
委員	岩田恭子	4年	平成 27 年 7月 19 日	弁護士 (1期	]目)		
委 員	浜 辺 浩 章	4年	平成 30 年 7月 10 日	元神奈川県労(事務局長(1期			

#### 2 人事委員会の権限

法第8条の規定により、処理することとされている主な事務は、次のと おりである。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度、 その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を地方公共団 体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (5) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (6) 職員の給与が法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保

するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。

- (7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、 判定し、及び必要な措置を執ること。
- (8) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (9) 職員の苦情を処理すること。
- (10) その他法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

#### 3 職員の配置状況

令和元年6月1日現在

区	分	職員数
総	務 課	18 ①
給 与	公 平 課	14 (2)
合	<b>中</b>	32 (2) ①

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用短時間勤務職員について 掲載
  - 2 ( ) 内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。
  - 3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

#### 4 事務事業の概要

(1) 任用関係事務

法第8条、第15条から第21条の2、第21条の4及び第22条並びに職員の任用に関する規則等に基づき、職員の任用業務を行うとともに、社会経済情勢の変化や行政需要の多様化・高度化に対応した採用試験の在り方など、任用制度について研究を行っている。

ア 職員の採用に関する事務

職員の採用については、競争試験としてⅠ種・Ⅲ種、免許資格職、経験者等の採用試験を実施し、競争試験によりがたい学芸員等の職種については、採用選考を実施している。なお、採用試験の実施に当たっては、受験者数の増加を図り、より多彩な職員を確保するため、インターネットによる情報提供のほか、説明会の開催など、幅広く効果的な募集広報活動に努めている。

イ 職員の昇任等に関する事務

職員の昇任に関する選考のほか、臨時的任用の承認を行っている。

#### (2) 給与関係事務

ア 給与についての報告・勧告に関する事務

法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び民間 給与の実態、生計費等の状況、国家公務員給与の状況等について調査 及び研究を行い、県議会及び知事に対し、給与に関する報告・勧告を 行っている。

#### イ 給与制度の運用等に関する事務

職員の給与関係条例の制定及び改廃に際して、県議会に意見を申し出るほか、給与改定その他の情勢に対応して、これらの条例の実施に必要な人事委員会規則及び同規則の運用通知の制定及び改廃を行うとともに、その実施の確保に必要な解釈、指導、調査等を行い、給与制度の適正な運用を図っている。

#### (3) 勤務時間、休暇等関係事務

ア 勤務条件についての報告・勧告に関する事務

法第8条の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件 に関する制度について調査及び研究を行い、県議会及び知事に対して 報告・勧告を行っている。

#### イ 勤務条件に関する制度の運用等に関する事務

職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する条例の制定及び改 廃に際して、県議会に意見を申し出るほか、これらの条例の実施に必 要な人事委員会規則及び同規則の運用通知の制定及び改廃を行うとと もに、その実施の確保に必要な解釈、指導等を行い、勤務条件に関す る制度の適切な運用を図っている。

#### (4) 公平審査関係事務

法第49条から第51条までの規定に基づき、職員に対する不利益な処分 についての審査請求の審査を、また、法第46条から第48条までの規定に 基づき、勤務条件に関する措置の要求の審査を行っている。

#### (5) 職員団体関係事務

法第52条の規定に基づき管理職員等の範囲を定めるとともに、法第53 条の規定に基づき職員団体の登録を行っている。

### (6) 労働基準監督機関関係事務

法第58条第5項の規定に基づき、県の非現業職員に対し、労働基準監督機関としての職権を行使している。

#### (7) 市町村等公平事務受託関係事務

法第7条第4項の規定に基づき、県内5市13町1村9一部事務組合1 広域連合から、公平委員会事務を受託している。

#### (8) 退職手当の支給制限等の処分に関する審査事務

職員の退職手当に関する条例第18条第1項等の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について任命権者の求めに応じて審査し、意見の申出を行っている。

#### (9) 職員の苦情相談関係事務

法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情について、助 言等の必要な措置を執るなどの処理を行っている。

#### (10) 働きかけ規制違反に関する監視等事務

法第38条の4第2項の規定に基づき、再就職者が現職職員に対して職務上の行為をするように要求する等の行為に関して任命権者が行う調査の経過について報告を求めるなど、再就職者による働きかけ規制違反に関する監視業務等を行っている。

### 5 予算の概要

(一般会計)

歳 入

(単位 千円)

	款			Į	頁		目					負	前			予算額	
諸	収	入															1, 466
			受	託	事	業											1, 449
			収			入	総	務	受	託							1, 449
							事	業	収	入	人	事	委	員	会	費	1, 449
											受	託	事	業	収	入	1,449
			<u> </u>			替											17
			収			入	総			務							17
							立	替	収	入			委	員	会	費	17
											<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>		替	収	ζ	入	1 /

歳 出

(単位 千円)

	款		項	目			事 業 :	名	予算額
総	務	費							343, 226
			人事委員会費						343, 226
				委員会費					7, 208
					1	委	員 幸	日 酬	6, 912
					2	委 運	員営	会費	296
				事務局費					336, 018
					1	給	与	費	306, 023
					2	職	員募集』 験 実	bびに 施 費	17, 961
					3	事 運	務 営	局 費	12, 034

# 監 査 事 務 局

#### 1 監査委員の設置及び職務

#### (1) 設置

本県の監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第195条の規定に基づく「神奈川県監査委員に関する条例(昭和36年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。)」により、定数を1人増やし、5人をもって設置されている。なお、条例により、議員のうちから選任される監査委員の数は2人、識見を有する者のうち1人は常勤とするとされている。

#### 〔監査委員名簿〕

選任区分	氏 名	任期	就任年月日	備考
識見	村上英嗣	4年	平成 28 年 12 月 2 日	元会計検査院第一局 長・常勤
"	太田眞晴	JJ.	平成30年12月1日	公認会計士·非常勤、再 任
"	吉川知惠子	IJ	平成31年4月1日	弁護士・非常勤
議会	桐生秀昭	議員の任期に よる	令和元年5月20日	非常勤
"	松崎淳	IJ	IJ	非常勤

#### (2) 職 務

法の規定に基づき次の監査、検査及び審査等を行うこととしており、 その運営については「神奈川県監査委員職務執行規程」を定めて実施している。

- ア 定期監査(法第199条第1項、第2項、第4項)
- イ 随時監査(法第199条第1項、第5項)
- ウ 特定事務監査(法第199条第2項)
- エ 財政的援助団体等の監査(法第199条第7項)
- オ 指定金融機関等の監査(法第235条の2第2項・地方公営企業法第27条の2第1項)
- カ 例月出納検査(法第235条の2第1項)
- キ 決算審査(法第233条第2項・地方公営企業法第30条第2項)
- ク 基金運用状況の審査(法第241条第5項)
- ケ 健全化判断比率に関する審査(財政健全化法第3条第1項)
- コ 資金不足比率に関する審査(財政健全化法第22条第1項)
- サ 直接請求による監査(法第75条第1項)
- シ 議会の請求による監査(法第98条第2項)

- ス 知事の要求による監査(法第199条第6項)
- セ 住民監査請求による監査(法第242条第1項)
- ソ 職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項・地方公営企業 法第34条)

#### 2 職員の配置状況

令和元年6月1日現在

区	分	職員の種類	事務局長	書	記	計	
事	務	局 長	1			1	
総	務	課		12		12	
監	査	課		28	2	28	2
	合	計	1	40	2	41	2

注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載

^{2 ○}内は、再任用職員を内数で示す。

#### 3 事務事業の概要

「神奈川県監査委員職務執行規程」の定めるところにより、次の監査等を 行っている。細部については、具体的な監査事項を定めた監査等実施基準に 基づき執行している。

#### (1) 定期監査について

#### ア財務監査

財務監査は、財務に関する事務の執行及び地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される事業の管理について監査するもので、あらかじめ年間計画を定め、これに基づき具体的な個別計画を策定の上、平成30年12月から令和元年9月にかけて本庁各課及び出先機関各所を対象として実施しており、平成31年(平成30年度執行分)は監査対象である563箇所の全箇所を予定している。

#### イ 事務監査

事務監査は、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般について 事務の合理化、効率化、法適合性等の視点から監査するもので、財務監 査に併せて実施している。

#### (2) 特定事務監査について

県の特定の事務の執行について監査するもので、定期監査の結果などから把握した課題について、所属横断的な監査が必要な場合に定期監査とは別に実施することとしている。

#### (3) 財政的援助団体等の監査について

県が補助金、交付金、貸付金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、県が受益権を有する信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体について、当該財政的援助、出資、保証、信託又は管理の業務に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、「財政的援助団体等の監査実施箇所の選定方針」に基づき監査実施団体を選定し、実施している。

### (4) 指定金融機関等の監査について

指定金融機関等が取り扱う県の公金の収納又は支払の事務について監査するもので、指定金融機関と指定代理金融機関を交互に隔年で実施している。

#### (5) 例月出納検査について

毎月、月間における現金の出納及び保管に係る事務処理の適否、出納 計数の正否について、これを会計管理者所管及び公営企業管理者所管に 区分し、検査を実施している。

#### (6) 決算審査について

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、決算計数(財産に関する調書を含む。)の正確性、予算管理及び決算整理の的確性、事業の経営管理の状況等の事項について審査を行い、意見書を知事に提出している。

#### (7) 健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき健全化判断比率等 について審査するもので、知事から当該比率等及び関係書類の提出を受 けて、審査を行い、意見書を知事に提出している。

#### (8) 住民監査請求に基づく監査について

普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出などの財務会計上の行為や財産の管理等を怠る事実があると認められる場合に、当該行為の防止、是正、あるいは怠る事実を改め、又は普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める住民からの監査請求に基づき、監査を行っている。

#### (9) その他の監査等について

前各号に掲げるもの以外の監査及び審査については、その必要性又は 請求(要求)の内容等を検討し、監査事項、方法等をその都度、監査委 員の協議により定めて実施することとしている。

また、外部監査制度の実施に関し、包括外部監査契約締結の際等の意見の提出、外部監査人補助者選任の際等の協議、監査結果の公表等を行うこととしている。

### 監査等実施計画

	区		分		31 年 実 施 計 画 箇 所 数	備考		
定	本	庁	機	関	209			
期監	出	先	機	関	354	全機関を実施		
査		ij	+		563			
財政	財政的援助団体等の監査			監査	27	実施箇所は監査委員の合議により決定 箇所数は H30 の実績数であり、今年の箇 所数については現在調査中		
指定	指定金融機関等の監査			監査	1	指定金融機関と指定代理金融機関を交互 に隔年で実施		
例	月~	出納	1 検	查	2	会計管理者所管(12 回) 公営企業管理者所管(12 回)		
	合		計		593			

4 予 算 の 概 要 (一般会計) 歳 入

(単位 千円)

	款		項	目	節	予	算	額
諸	収	入					5	0
			立替収入				5	0
				総務			5	0
				立替収入	監査委員費立替収入		5	0

歳 出

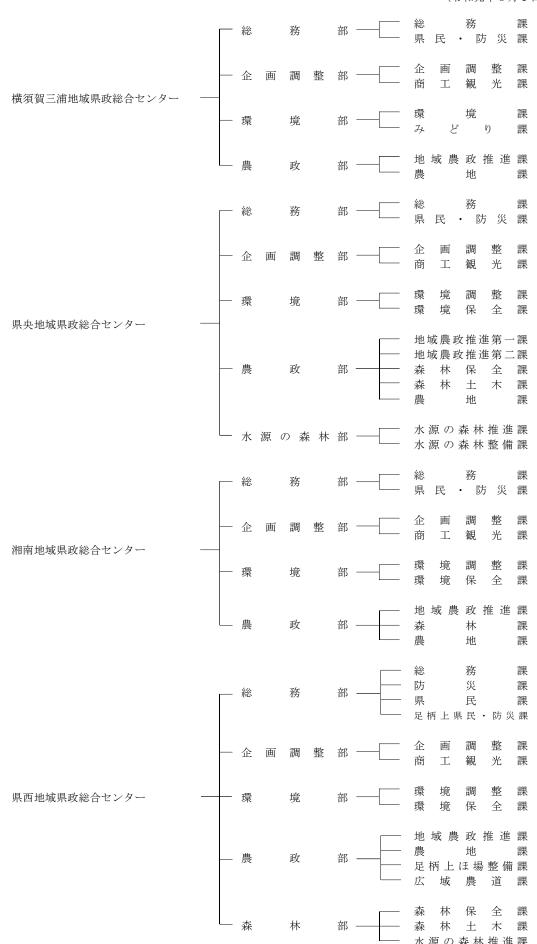
(単位 千円)

														(+	<u> -√177</u> -	1 1 1
	款		項		目				事	業	名			予	算	額
総	務	費												43	88, 26	88
			監査委員費											43	88, 26	88
				委	員	費								3	86, 64	19
							1	委	員報	<b>副</b>	• 糸	合与	費	3	86, 12	29
							2	監	查	運	į į	営	費		52	20
				事	務局	費								40	01, 61	.9
							1	給		与	•		費	39	94, 83	88
							2	事	務	局	運	営	費		6, 78	31

地域県政総合センター

### 地域県政総合センター行政機構図

(令和元年6月1日現在)



### 地域県政総合センター幹部職員一覧

### 令和元年6月1日現在

名称	横須賀三浦地域 県政総合センター	県 央 地 域 県政総合センター	湘 南 地 域 県政総合センター	県 西 地 域 県政総合センター	
所 在 地	〒238-0006 横須賀市 日の出町 2-9-19	〒243-0004 厚木市 水引 2-3-1	〒254-0073 平塚市 西八幡 1-3-1	〒250-0042 小田原市 荻窪 350-1	
所長	鈴木 宣男	鈴木 真由美	丸山 尚子	川瀬 良幸	
副所長	青木 良夫	鈴木 吉明 開元 敏郎	秋山 昌弘	井上 和子 平田 実	
総務部長	(兼) 青木 良夫	(兼) 鈴木 吉明	(兼) 秋山 昌弘	(兼) 井上 和子	
企 画 調 整 部 長	宮崎 美由紀 <地域広報官> <sdgs調整官></sdgs調整官>	板橋 克宏 <地域広報官> <sdgs調整官></sdgs調整官>	寺岡       護         <地域広報官> <sdgs調整官></sdgs調整官>	磯﨑 孝喜 < 地域広報官> < S D G s 調整官>	
環境部長	内山 和子	矢板 千英子	池貝隆宏	人見 孝	
農政部長	並木 忠明	室井 義広	松村 清久	篠原 源	
森林部長	_	_	_	斎藤 俊一	
水源の森林部長	_	内山 豊	_	_	

### 地域県政総合センター職員配置数

令和元年6月1日現在

名	称	職員数
横須賀三県政総合セ	– /-	60(3) ⑦
県 央 県政総合セ	_ ,,	124(3) ①
湘 南 県政総合セ	_ ,,	83(3) ⑤
県 西 県政総合セ	_ ,,	139(2) ③
計		406 (11) 36

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載。
  - 2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。
  - 3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

### 地域県政総合センター所管区域一覧

名	称	配置	場	所	所	管	区	域
横須賀三県政総合		横須賀	合同	庁舎	横須賀市、三流	• • • •	兼倉市、 三浦郡	逗子
県 央 県政総合 [、]	地 域	厚木台	合同)	宁 舎	相模原市、海瀬市、	老名市	厚木市、 、座間	
湘 南 県政総合	•	平塚台	合同)	宁 舎	平塚市 市、秦 座郡、	野市、	尺市、茅 伊勢原 ^ī	•
県 西 県政総合	_	小田原	合同	庁舎	小田原上郡、		足柄市、郡	足柄

### 県 有 財 産 一 覧

(合同庁舎関係)

名	称	土地面積	建物延面積	摘       要
横須賀名	合同庁舎	m² 3, 996. 68	m² 6, 472. 40	鉄骨鉄筋コンクリート5階地下1階建 車庫棟2棟、防災資機材倉庫 1棟
厚木合	同庁舎	9, 188. 46	7, 606. 52	(1号館) 鉄筋コンクリート5階地下1階建 (2号館) 鉄骨鉄筋コンクリート5階地下1階建 (4号館) 鉄骨1階 食堂棟、車庫棟1棟、外倉庫1棟、渡 り廊下、防災資機材倉庫1棟
平塚合	同庁舎	12, 928. 73	9, 481. 56	鉄筋コンクリート5階地下1階建 車庫棟5棟、単車置場1棟、別館1棟 水道局作業員詰所1棟、北館1棟 非常用発電機室1棟

### (参考)

小田原合同庁舎 ※リース方式	13, 242. 63 (警察署用地	18, 145. 50	鉄筋コンクリート 地下駐車場棟1棟	(免震構造)	6 階建
	を含む )				

#### 横須賀三浦地域県政総合センター

### 1 分 掌 事 務

#### 総務部

#### 総務課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 特に命ぜられた事項に関すること。
- (10) その他他課の主管に属しないこと。

#### 県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (2) 県民相談に関すること。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関すること。
- (4) 青少年関係施策の推進に関すること。
- (5) 危機管理の調整に関すること。
- (6) 災害対策の推進に関すること。

#### 企画調整部

#### 企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 市町事務の広域的処理についての助言に関すること。
- (5) 出先機関及び市町等との連絡調整に関すること。
- (6) 広報広聴活動に関すること。

#### 商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

#### 環境部

### 環境課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (3) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (4) 廃棄物に関すること。
- (5) 環境美化活動の推進に関すること。

#### みどり課

- (1) 自然環境の保全に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 歴史的風土保存区域等の管理取締りに関すること。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

#### 農政部

#### 地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農林水産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産環境対策に関すること。
- (7) 森林計画に関すること。
- (8) 保安林に関すること。
- (9) 治山に関すること。
- (10) 林道に関すること。
- (11) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (12) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (13) 林産奨励に関すること。
- (14) 林業・木材産業等振興交付金に関すること。
- (15) 入会林野の整備に関すること。
- (16) 病虫鳥獣害の防除、森林災害の予防及び森林保険に関すること。
- (17) 水産資源の保護育成に関すること。
- (18) 民有林の林地開発の規制に関すること。
- (19) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (20) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、農林水産業に関すること。

#### 農地課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

### 2 職員の配置状況

令和元年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		22 ④
	総 務 課	16 ②
	県 民・防災課	6 ②
企画調整部		11 (3)
	企 画 調 整 課	9 (3)
	商工観光課	2
環境部		14 ②
	環 境 課	8 ①
	みどり課	6 ①
農政部		13 ①
	地域農政推進課	9 ①
	農地課	4
	60 (3) ⑦	

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載。
  - 2 ( ) 内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。
  - 3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

### 県央地域県政総合センター

## 1 分 掌 事 務

# 総 務 部

## 総務課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 城山ダム及び宮ケ瀬ダム水没関係者の生活相談に関すること。
- (10) 特に命ぜられた事項に関すること。
- (11) その他他課の主管に属しないこと。

#### 県民·防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (2) 県民相談に関すること。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関すること。
- (4) 青少年関係施策の推進に関すること。
- (5) 危機管理の調整に関すること。
- (6) 災害対策の推進に関すること。

### 企画調整部

#### 企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 市町村事務の広域的処理についての助言に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 出先機関及び市町村等との連絡調整に関すること。
- (7) 広報広聴活動に関すること。

#### 商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

### 環境部

## 環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 特別緑地保全地区等の管理取締りに関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

## 環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

### 農政部

#### 地域農政推進第一課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業及び畜産業に係る団体の指導監督(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

# 地域農政推進第二課

- (1) 相模原市(旧津久井郡の区域に限る。)の区域に係る次に掲げる事項に関すること。
  - ア 農業協同組合その他農業に係る団体の指導監督に関すること。
  - イ 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
  - ウア、イに掲げるもののほか、農業に関すること。

# 森林保全課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 保安林の管理に関すること。
- (3) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。

- (4) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (5) 林産奨励に関すること。
- (6) 林業・木材産業等振興交付金に関すること。
- (7) 入会林野の整備に関すること。
- (8) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関すること。
- (9) 病虫鳥獣害の防除、森林災害の予防及び森林保険に関すること。
- (10) 民有林の林地開発の規制に関すること。

### 森林十木課

- (1) 保安林の整備に関すること。
- (2) 治山に関すること。
- (3) 林道に関すること。

## 農地課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること(他課の主管に属するものを除く。)。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (8) 土地改良法の施行に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停(他課の主管に属するものを除く。) に関すること。

# 水源の森林部

## 水源の森林推進課

(1) 水源林確保及び協力協約推進事業の調整及び推進に関すること。

# 水源の森林整備課

(1) 水源林整備事業の調整及び推進に関すること。

# 2 職員の配置状況

令和元年6月1日現在

	部				課			職	員	、数
総	務	部							30	(1)②
			総		務		課		22	(1)
			県	民	• 防	ī 災	課		8	2
企画	調	整部							14	(2) ②
			企	画	調	整	課		11	(2) ①
			商	工	観	光	課		3	1
環	境	部							25	
			環	境	調	整	課		14	
			環	境	保	全	課		11	
農	政	部							38	6
			地垣	戊農耳	攻推近	進第-	一課		9	2
			地垣	戊農፲	攻推近	進第.	二課		3	1
			森	林	保	全	課		7	
			森	林	土	木	課		7	1
			農		地		課		12	2
水源の	の森	<b>秦林部</b>							17	1
			水测	原の	森林	推注	<b></b>		9	
	水源の森林整備課							8	1	
計							1	.24	(3) ①	

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載。
  - 2 ( ) 内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。
  - 3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

### 湘南地域県政総合センター

## 1 分 掌 事 務

# 総 務 部

## 総 務 課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 特に命ぜられた事項に関すること。
- (10) その他他課の主管に属しないこと。

#### 県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (2) 県民相談に関すること。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関すること。
- (4) 青少年関係施策の推進に関すること。
- (5) 危機管理の調整に関すること。
- (6) 災害対策の推進に関すること。

#### 企画調整部

#### 企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 市町事務の広域的処理についての助言に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 出先機関及び市町等との連絡調整に関すること。
- (7) 広報広聴活動に関すること。

#### 商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

### 環境部

## 環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 特別緑地保全地区の管理取締りに関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

## 環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

### 農政部

#### 地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業、畜産業及び水産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 水産資源の保護育成に関すること。
- (9) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (10) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

## 森林課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 水源の森林づくり事業の調整及び推進に関すること。
- (3) 保安林に関すること。
- (4) 治山に関すること。
- (5) 林道に関すること。
- (6) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (7) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。

- (8) 林産奨励に関すること。
- (9) 林業・木材産業等振興交付金に関すること。
- (10) 入会林野の整備に関すること。
- (11) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関すること。
- (12) 病虫鳥獣害の防除、森林災害の予防及び森林保険に関すること。
- (13) 民有林の林地開発の規制に関すること。

## 農地課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

# 2 職員の配置状況

令和元年6月1日現在

部				課			職	員	数
総務	部							23	2
		総		務		課		18	1
		県	民	• 防	災	課		5	1
企画調整							8 (	3)	
		企	画	調	整	課		6 (	3)
		商	工	観	光	課		2	
環境	部							26	2
		環	境	調	整	課		14	1
		環	境	保	全	課		12	1
農政	部							26	
		地力	或 農	政	推進	課		7	1
		森		林		課		9	-
		農		地		課		10	
		計						83 (	3) ⑤

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載。
  - 2 ( )内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。
  - 3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

### 県西地域県政総合センター

## 1 分 掌 事 務

# 総 務 部

## 総 務 課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 特に命ぜられた事項に関すること。
- (10) その他他課の主管に属しないこと。

### 防災課

(1) 小田原市及び足柄下郡の区域に係る次に掲げる事項に関すること。 ア 危機管理の調整に関すること。

イ 災害対策の推進に関すること。

#### 県 民 課

- (1) 小田原市及び足柄下郡の区域に係る次に掲げる事項に関すること。 ア 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
  - イ 県民相談に関すること。
- (2) 県民運動及び国際交流の推進に関すること。
- (3) 青少年関係施策の推進に関すること。

#### 足柄上県民・防災課

- (1) 南足柄市及び足柄上郡の区域に係る次に掲げる事項に関すること。 ア 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
  - イ 県民相談に関すること。
  - ウ 危機管理の調整に関すること。
  - エ災害対策の推進に関すること。
- (2) 三保ダム水没関係者の生活相談に関すること。

### 企画調整部

#### 企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 市町事務の広域処理についての助言に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 出先機関及び市町等との連絡調整に関すること。
- (7) 広報広聴活動に関すること。
- (8) 県西地域の活性化施策の推進に関すること。

### 商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

## 環境部

#### 環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

#### 環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

#### 農政部

#### 地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業、畜産業及び水産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。

- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 水産資源の保護育成に関すること。
- (9) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (10) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

#### 農地課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

## 足柄上は場整備課

(1) 土地改良法に基づくほ場整備事業に関すること。

# 広域農道課

(1) 広域農道整備事業の施行に関すること。

## 森 林 部

## 森林保全課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 保安林の管理に関すること。
- (3) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (4) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (5) 林産奨励に関すること。
- (6) 林業・木材産業等振興交付金に関すること。
- (7) 入会林野の整備に関すること。
- (8) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関すること。
- (9) 病虫鳥獣害の防除、森林災害の予防及び森林保険に関すること。
- (10) 民有林の林地開発の規制に関すること。

# 森林土木課

- (1) 保安林の整備に関すること。
- (2) 治山に関すること。
- (3) 林道に関すること。
- (4) 水源林基盤整備に関すること。

# 水源の森林推進課

(1) 水源の森林づくり事業の調整及び推進に関すること。

# 2 職員の配置状況

令和元年6月1日現在

部		課	職員数
総務	部		37 ⑤
		総務課	22
		防災課	4 1
		県 民 課	8 4
		足柄上県民・防災課	3
企画調惠	<b>を</b> 部		17 (2)
		企 画 調 整 課	11 (2)
		商工観光課	6
環 境	部		16 ③
		環境調整課	9 ①
		環境保全課	7 2
農政	部		35 ②
		地域農政推進課	9 2
		農地課	11
		足柄上ほ場整備課	4
		広 域 農 道 課	11
森林	部		34 ③
		森林保全課	9
		森林土木課	13 ①
		水源の森林推進課	12 ②
	139 (2) ①		

- 注1 一般職常勤職員(臨時的任用職員を除く。)及び再任用職員について掲載。
  - 2 ( ) 内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。
  - 3 ○内は、再任用職員を内数で示す。